

食料・農業・農村政策審議会

第1回農業農村振興整備部会 議事録

日時：平成19年9月7日（金） 10：30～12：00

場所：飯野ビル8階 農林水産省第4～6会議室

角田 事業計画課長

皆様、お早うございます。本日は台風が襲来する中、委員の皆様におかれましてはお集まりいただきまして、誠に有り難うございます。ただ今から、食料・農業・農村政策審議会第1回農業農村振興整備部会を開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、中條農村振興局長よりご挨拶申し上げます。

中條 農村振興局長

農村振興局長の中條でございます。本日は第1回の農業農村振興整備部会ということで、一言ご挨拶を申し上げます。

まず最初に申し上げますけれども、食料・農業・農村政策審議会は7月に抜本的な見直しが行われまして、審議会組織の大幅な改編と委員の改選が行われました。その改編の様子は資料の中に含めさせていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

私どもの局の関連では、分科会を廃止いたしまして、企画小委員会と国際小委員会の機能を農業農村整備部会に統合いたしまして、農業農村振興整備部会を新たに発足させていただいたところでございます。そういうわけで、本日は新しい体制のもとでの初めての開催となります。委員の皆様におかれましては、委員ご就任をご快諾いただきますとともに、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、あらためて御礼を申し上げます。

これまでも農業農村整備部会では、国と地方の役割分担、費用対効果分析手法の改善など、農業農村整備に関する重要事項につきましてご審議をいただいております。新たな農業農村振興整備部会におきましても、引き続き農業農村整備に関する重要事項につきましてご審議いただきたいと思いますと考えております。

農林水産省では、平成20年度農林水産予算概算要求をこの8月31日に省議決定いたしまして、財務省に要求をしたところでございます。農村振興局の概算要求の重点事項としましては、まず、国内農業の体質強化、これが農政の喫緊の課題でありますことから、担い手への農地の面的集積、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取り組み等々を推進していくこととしております。

次に、8月1日に農山漁村活性化法が施行されまして、農村振興策としまして、都市と農山漁村の共生・対流の重要性が一層高まっていることも踏まえまして、農地・水・環境保全向上対策など、地域資源を生かした農村振興のための具体的な施策の推進を行うこととしております。

最後に、地球的な環境問題への対応が急務となっておりますことから、バイオマス利活用の推進、気候変動によります農業生産基盤への影響を評価した適応策等の検討を進めてまいり所存でございます。

このような概算要求の方針のもとに、平成20年度には新たな農業農村整備事業の展開を図りたいと考えておりますけれども、あわせまして、これらの施策の基礎といたしまして、今年度の部会では特に、次期土地改良長期計画の策定につきまして重点的にご論議をいただきたいと考えております。実は、現行の計画は平成19年度までとなっております、現在、新たな土地改良長期計画を策定する時期を迎えております。来年度夏頃の部会答申を目途としまして、年度内に6回程度部会を開催いたしましてご論議いただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、幅広い観点から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

角田 事業計画課長

本日の会議に先立ちまして、ただ今局長からご挨拶がありましたように、審議会組織の大幅な改編と委員の改選が行われまして新しい体制での初めての部会ですので、ここで改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。委員名簿につきましてはお手元に配付しておりますので、こちらをご参照いただきながら進めさせていただきたいと思っております。

古口達也委員でございます。

林 良博委員でございます。

松本広太委員でございます。

森野美徳委員でございます。

近藤和行委員でございます。

中嶋康博委員でございます。

橋本博之委員でございます。

星川正晴委員でございます。

宮城道子委員でございます。

なお、この度の改選により新たに当部会の委員に、植田和弘委員、小西砂千夫委員、忠聡委員にご就任いただきました。また、継続で鷺谷いづみ委員にお願いしております。

この4名の委員の方々には、本日所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。

また、三野委員につきましては、列車が遅れるとのご連絡をいただいております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

山下 農村振興局次長でございます。

齋藤 企画部長でございます。

實重 整備部長でございます。

永嶋 農村政策課長でございます。

大角 土地改良企画課長でございます。

永田 資源課長でございます。

三浦 地域計画官でございます。

齊藤 設計課長でございます。

岩村 水利整備課長でございます。

仲家 地域整備課長でございます。

田中 首席地域計画企画官でございます。

大塚 事業総合調整室長でございます。

最後に、私、事務局を務めさせていただきます事業計画課長の角田でございます。

よろしく願い申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。

最初は、部会長の選任です。

食料・農業・農村政策審議会令を資料1でお配りしておりますので、この第6条第3項をご覧ください。部会長につきましては、「当該部会に属する委員の互選により選任する」という規定があります。この規定に基づき、古口委員、林委員、松本委員、森野委員の4名の委員による互選によりまして、本審議会の会長も務められております林委員が部会長に選任されましたのでご報告いたします。

それでは、林委員におかれましては、部会長席にお移り願います。

(林委員、部会長席に着席)

ここで林部会長からご挨拶をいただきたいと思います。

なお、これからは林部会長に議事をお進めいただきますのでよろしくお願いたします。

林 部会長

ご紹介いただきました林でございます。本部会の円滑な運営ができますよう、微力ながら最善を尽くしたいと思っておりますので、どうか皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、これから議事を進めたいと思っております。

まず、議題の2番目の部会長代理でございますが、審議会令第6条第5項の規定に基づき、部会長が指名することになっております。昨年度まで農業農村整備部会長を務めておられました三野委員、また三野委員は企画小委員会の委員長でもおられました。是非三野先生に部会長代理を務めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

有り難うございました。

それでは、技術小委員会の設置について事務局より説明をお願いします。

角田 事業計画課長

それでは、資料2 1と2 2に基づいて、説明させていただきます。

資料2 2は、食料・農業・農村政策審議会の議事規則です。

この第9条に、特定の事項につきまして必要があると認められるときには小委員会を設置し、そこに審議を付託することができるという規定があります。この規定に基づいて、本部会に技術小委員会を設置したいと思っております。技術小委員会では、土地改良事業計画の設計基準、土地改良施設管理基準の制改定、農業農村整備事業の実施に必要な技術的な課題に関する事項等専門的な事項についてご検討いただきたいと思います。

技術小委員会の委員長は部会長が指名し、また、小委員長は、調査審議の結果を部会に報告するというので、小委員会の設置についての提案をさせていただきたいと思います。

以上です。

林 部会長

有り難うございました。ただ今、事務局から説明がありました技術小委員会の設置でございますが、ご意見、あるいはご質問ありますでしょうか。ご異議がなければ、ここで設置を決めるということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

有り難うございました。それでは、農業農村振興整備部会に技術小委員会を設置することいたします。

なお、小委員会の委員につきましては、食料・農業・農村政策審議会の議事規則第9条に規定されておりますが、部会長が指名するということになっておりますので、委員の構成及び委員長の指名につきましては、次回の部会でご報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

有り難うございました。

それでは、今年度の検討の進め方について、事務局から説明いただきたいと思います。

角田 事業計画課長

それでは、資料3に基づいて、今年度の農業農村振興整備部会の検討事項につきましてご説明します。

今年度は、この資料にあるとおり、4つの項目を予定しております。また、状況によって新たな審議事項が生じた場合は、その他ということで随時審議をお願いする場合がありますので、よろしくをお願いします。

まず、「新たな土地改良長期計画の策定について」です。

現行の土地改良長期計画が平成19年度で終了しますので、今年度、新しい土地改良長期計画の策定の基本的な視点、方針、あるいは成果指標等について重点的にご審議をお願いしたいと思っております。

2点目は、「国際かんがい排水委員会の活動方向について」です。

今回の部会は国際小委員会を統合する形で新たに設置したということで、特にかんがい排水分野における国際機関である国際かんがい排水委員会における議事内容です。特に地球温暖化、気候変動の影響を踏まえたアジアにおける持続的なかんがいの実現のための方向等についてお諮りしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

3点目、4点目は技術的な事項ですけれども、土地改良事業計画設計基準の「頭首工」の改定、それから、土地改良施設管理基準の「排水機場編」の改定を予定しております。

この2つの事項については、先ほど決定いただいた技術小委員会に審議を付託して、その結果を本部会に報告するという形で進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

林 部会長

有り難うございました。資料3に基づいてご説明いただきましたが、1から4まで、その他を含めると5つの項目について審議いただくということになります。この部会は、

今日、9月7日を第1回として今年度中に6回開かれるということもここに書かれているとおりであります。何かご質問、あるいはご意見ございましたらおっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、こういう形の検討の進め方を了解いただいたということでもあります。

続きまして、資料4ですけれども、次期土地改良長期計画の策定について、事務局よりご説明いただきます。

田中 首席地域計画企画官

お手元の資料4「次期土地改良長期計画の策定について」に基づきご説明申し上げます。

なお、他に緑色の印刷物とパンフレットがございますが、現行の土地改良長期計画の本文、その説明資料です。

目次をご覧ください。本日はご説明する内容は、現行土地改良長期計画の概要ということで、土地改良長期計画の位置づけ、あるいは内容、その実施状況ということで項目ごとに具体的な実施状況をご説明したいと思っております。それから、スケジュールということで、今後の審議予定を提案させていただきたいと思っております。また、あらためてご説明しますけれども、次回は、この実施状況を踏まえて今後の新たな長期計画のフレームをご提案し、ご審議いただく予定にしております。

まず1ページは、現行の土地改良長期計画の概要です。

農業農村整備事業の位置づけということでご説明したいと思っております。食料、農業、農村に関係した施策は、平成11年に食料・農業・農村基本法が制定されまして、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展が支えておりますが、それとともに農村の振興という4つの理念を明確にして、関係の施策を総合的に実施することになりました。基本法の枠組みとしては、この4つの基本理念の他に国、地方自治体、農業者等、あるいは消費者の責務、役割なども記入されており、基本法の理念を実施する実行計画として基本計画を定めることになっておりまして、基本的な方針、自給率の目標、講ずべき施策というものを定めることになっております。また、5年ごとに基本計画を見直すということになっておりまして、法律が制定されてから平成12年に最初の基本計画が策定されました。

2ページは、新たな基本計画に対応した農業農村整備の展開です。

平成17年に新たな基本計画が閣議決定されまして、現在、この基本計画の上で施策を展

開しておりますけれども、基本計画の構成としては、今ほどご説明したように基本的な方針、自給率の目標（カロリーベースで45%）にしていくことが掲げられております。それから、食料、農業、農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策ということで、それぞれの施策が体系的に記述されております。農業生産の基盤整備については、2番目の農業の持続的な発展に関する施策に位置づけされておりました、構造改革の加速化に資する基盤整備の推進、農業水利施設等の適切な更新・保全管理、農村環境の形成配慮、効率的な事業の実施という体系で展開することになっております。また、農業農村整備ということで関連した施策については、ここにあるような種々な柱立てに基づく展開をすることとなっております。

3ページは、土地改良法の目的です。

このような施策の体系に基づいて、具体的な事業の実施に関しては手続法として、土地改良法が昭和24年に制定されております。具体的な内容としては、土地改良長期計画を定めることの他に、事業の内容として農業用排水施設などの整備事業の種類、事業参加資格者、事業主体、事業実施手続等が定められております。こういった事業を具体的に進めることによって、土地改良法の目的としては、農業生産性の向上の他、総生産の増大、選択的拡大、構造の改善といった目的を実施することとなっております。また、原則として記入されているのが3項目ありまして、「環境の調和に配慮すること」、「国土資源の総合的な開発及び保全に資すること」、「国民経済の発展に適合すること」となっておりますが、時代の情勢を受けて土地改良法も改正しておりました、特に1番目の「環境の調和に配慮すること」は、当時の環境保全に向けた国民的な要請を受けて、平成13年に原則の新しい項目として追加されたものであり、これ以降全ての土地改良事業は環境に十分配慮して実施しております。

4ページは、土地改良長期計画の位置づけです。

法律の第4条の2に、農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて長期計画の案を作成し、閣議決定を求めなければならない。また、その内容については、事業の種別ごとに、計画期間に係る実施の目標及び事業量を定めるとなっておりまして、施行令には、5年を1期として定めることが明記されております。

5ページは、具体的な対象事業です。

体系を整理しますと、おおむね3つの体系になっております。

1つ目は、農地整備の関係、それから水利整備の関係です。基盤整備と呼んでおります

けれども、かんがい排水事業などの用排水施設の整備、以前は、ほ場整備と呼んでおりましたが、経営体育成基盤整備、あるいは畑地における種々な事業、国が水田畑を対象に大規模に農用地を再編するような事業等があります。

2つ目は、農村の整備です。定住条件の確保を進めるためなど、農道の整備、農業集落排水施設の整備、農村の総合的な整備ということで、基盤整備と一体的に生活環境の整備を行う事業制度があります。中山間地域でも同様な対象地域を限った事業制度があります。

3つ目は、農地あるいは水の保全をするための防災事業などと、土地改良施設の維持管理の事業です。農地の防災保全ということで、農業災害の防止や湛水の防止、農業用水の汚濁の除去、土壌汚染の防止などの事業があり、また、施設の管理としてさまざまな施設管理事業があります。

なお、印が土地改良法に基づく事業で、これと一体不可分な生活環境の整備等が予算の補助事業として体系づけられております。このような内容について、土地改良長期計画を策定することになります。

6ページは、事業の重点的实施です。

こういった事業をどのような地域で展開しているかといいますと、特に優良な農業基盤を整備しなければならないところについては、食料確保、安定的な供給というのは国の責務ですので、多数の国営事業を集中して実施し、大規模な生産団地を形成しております。

全国で四十数水系、水の手当があるところを主体に、それにかかわる基幹的な農業水利施設の整備、ほ場整備などの基盤整備、それから、水、農地の他に担い手の育成等を重点的に実施している地域です。右の表に国営かんがい排水事業で実施しているエリアがどの程度かということのシェアを示しておりますが、全国の田のうちの約4割、あるいは畑のうちの3割、作物別で見ると、麦類、ばれいしょ、たまねぎなどは半分の生産量を生産しているような地域に重点的な投資をしております。この他、小規模な分散した農地において適切な条件に応じた整備をしている、あるいは、中山間地域において立地条件に応じた整備をしている等地図に見えていないところもありますが、こういったところで重点的な整備をしております。

7ページは、土地改良長期計画の変遷です。

現行の長期計画は平成15年に策定しまして5ヵ年の計画になっておりますけれども、これまで1次～4次の計画がありましたが、10ヵ年の計画でした。当時は公共投資の重点を基本とした経済発展を図る観点から、投資の事業量、あるいは事業費の確保の観点で計画

の策定をしてきました。平成13年に経済財政諮問会議が設立され、構造改革を進めることになりまして、公共事業については、早期に国民的視点から見て効果の発現を急ぐ、あるいは効果がわかるような長期計画を中長期的な視点から定めるという観点から、抜本的に長期計画の策定の方法を変更しました。現行計画からは事業量、あるいは事業費の観点からの長期計画ではなくて、達成される成果目標を設定して、それを視点とした展開をするということで、発想の転換をしたところであり、これに伴い、期間も10年から5年に短縮しました。平成15年当時においては、社会情勢としては、構造改革の推進の他、自然再生法ができる、あるいは土地改良法の改正をして環境配慮の項目を入れる、BSEや食品表示の不正表示の問題があつて、施策を消費者視点に切り換えるということで、食と農の再生プランなどが策定されました。また、家畜排せつ物法、循環型社会形成推進基本法など、資源の循環が非常に大きな課題になっておりましたので、こういった状況の後、新たな基本計画が平成17年度に策定されまして、経営所得安定対策等大綱ができて、品目横断対策などが実施されることとなっておりますし、また、本年度は農山漁村活性化法が成立したという情勢の変化があります。

8ページは、現行長期計画の概要です。

今ほど申し上げたような社会の要請を受けて7つの政策目標を設定しております。国民・消費者の「いのち」を守る農業という視点で、「いのち」の視点。それから、資源循環など有機性資源の有効活用、健全な水循環の形成などの「循環」の視点。さらに、自然との共生、都市と農村の共生、対流という「共生」の視点。このような3つの視点から7つの目標を設定しており、意欲と能力のある経営体の育成、総合的な食料供給基盤の強化、安定的な用水供給機能等の確保、農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献、循環型社会の構築に向けた取り組み、自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造、個性ある美しいむらづくりということで、右にあるように、安全・安心な「食」の供給という「いのち」、循環を基調とした社会の構築という「循環」、多面的機能の発揮という「共生」、こういった消費者にわかりやすい成果指標を設定して、さまざまな施策を展開しようということです。

9ページは、具体的な内容です。

土地改良長期計画は法令に基づいて、事業実施の目標と事業量を定めることになっておりまして、7つの政策目標ごとに目標と事業量の目安が記述されております。

まず、1番目の課題は、農業構造改革への対応、あるいは意欲ある経営体の育成という

視点です。農地利用の集積による経営規模の拡大を図り、畑地かんがいの実施に伴って、消費者ニーズに即応した安定生産を畑作物でも果たしていきたいという観点を事業実施の目標にしております。具体的な成果としては、この5年間に何を求めるかということについては、整備の実施前に対して、実施後において農地の利用集積率を20ポイント以上向上しようということを経営目標に設定しました。これを達成するための事業量の目安として、進捗管理のために、面積、地区数、文章表現等に変更しましたが、この項目については、農地の利用集積を条件として農地整備を13万ヘクタール進めるとのこと。あるいは、畑作地域のかんがい排水事業を3万ヘクタール進めるとのことを経営目標の目安としました。

2番目は、優良農地の確保や農地の有効利用の観点です。

農地の有効利用を図る、あわせて中山間地域における耕作放棄の発生防止を進める。さらに、自給率の大きな課題である自給飼料の効率的な生産利用による畜産経営の安定化に努める。また、流通経路の効率化については、良質な農産物の域内外への輸送の効率化を進める等の取り組みによって総合的な食料供給基盤の強化を図ろうということです。実施の目標としては、種々な取り組みを総合して、基盤整備の実施により汎用化した農地の耕地利用率を105%以上に向上することを目標設定にしました。その成果を達成するための事業量の目安として、区画整理、暗渠等を実施して排水改良等による水田を約6.9万ヘクタール汎用化する。あるいは、中山間の立地条件に応じた農地整備を行う。大型機械の体系化に応じた草地整備を行う。流通拠点を結ぶ基幹的な農業用道路の整備を進める等の事業量の目安を設定しました。

3番目は、水利施設の関係です。

計画的、機動的な整備を進める観点から、基幹的な農業用排水施設の機能を確保する。

畑地においては、引き続き農業用排水施設の整備を進めることを事業の目標とし、成果目標としては、これらの機能の確保、あるいは、排水条件の確保を通じて250万ヘクタールの農地に適切に水を供給、あるいは、排水条件を確保するという目標設定にしております。このための事業量の目安としては、既存ストックの有効利用、あるいは予防保全対策を通じた適期、適切な更新整備を図りライフサイクルコストの低減を図っていく。あるいは、畑地における農業用排水施設の新規整備を進めていくという事業の目安です。

4番目は、災害防止の観点です。

都市化による湛水被害が増大している、あるいは、ため池が老朽化して危険性が増大しているということで、農地等に対する被害の防止を図っていく。こうした湛水被害のおそ

れのある対象農地の面積を減らしていくことを目標設定にしており、約100万ヘクタールを76万ヘクタールまで減らしていく。つまり、この差分である24万ヘクタールで湛水被害等の防止を図っていくということで、事業量の目安としては、各種の農地防災事業を約4,500地区で総合的に実施していきたいということです。

5番目は、資源循環の観点です。

環境問題への対応、あるいはバイオマスの有効利用ということで、有機性資源の循環利用を進めていきたいということで、2つの成果指標を設定しております。当時、課題であった家畜排せつ物の適正処理の問題ですが、堆肥化等による年間処理量を280万トン増大するというのと、集落排水事業の汚泥のリサイクル率を55%に向上するという成果を設定しております、このために必要な地区数を設定しました。

6番目は、自然との共生、豊かな田園自然環境の創造です。

自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造をしていこうということで、抜本的に環境配慮を進めていく観点から、旧村単位ですが、創造に着手した地域を当時の実施状況である約500地域から、約1,700地域まで拡大していこうということで、水路、ため池等種々なコンポーネントがありますので、そこで生態系を保全する工法を積極的に取り入れるなどして、全体として環境配慮あるいは創造に向けた整備を進めていこうということです。

最後は、美しいむらづくりの項目です。

景観だけではなくて、地域間格差の是正の観点も含まれており、農村生活環境の向上と美しい景観を備えた快適で魅力ある農村環境の形成を図るということで、指標としては、下水道の整備率といいますが、汚水処理人口普及率を86%に向上するというのを下水道部局である国土交通省あるいは浄化槽部局である環境省と連携して3省の共通目標として設定している他、土地改良事業計画として独自に農業集落排水処理人口の普及率の増大を図っていこうと。少なくとも中小都市並みの整備水準に上げたいということで、実施地区を事業量の目安として取り組んでいきたいということで計画を策定しました。

この7つの項目に応じた実施に当たっては、実施の視点を長期計画の中でも記入しております、ハードの整備のみならずソフトの整備をあわせて実施する。あるいは、役所の縦割りではなくて、関係省庁と連携していくという視点で施策連携の強化を図る。いたずらに新しい投資をするのではなくて既存ストックの有効活用を図る。地域特性に応じた整備、多様な主体の参画、事業評価の厳正な運用と透明性の確保、工期管理とコスト縮減と

ということで、公共事業をめぐるさまざまな課題を背景にきちんと対応してまいりたいという視点は長期計画の中でも記入されております。

10ページは、現行長期計画の実施状況です。

黄色の部分がご説明した成果指標で、白い部分は事業量の目安です。目標値というのが、平成15年～19年の長期計画に記入されている目標値。現在、統計の数字が上がってきているなどの事情で平成18年までの目標値が付記されておりますし、これに実績値を対比しております。農地の利用集積率、事業実施の地区で20ポイント向上することについては、現在18ポイントまで成果が出ております。

2つ目の耕地利用率を105%以上に向上することについては、基盤整備を実施したところで102%の利用率になっております。

3つ目の250万ヘクタールの機能確保については、具体的な目標数値は示しにくいのですが、この期間に耐用年数を超過するような施設、機能低下を回避すべき水路の延長として9,550km程度と試算しておりますが、それに対して9,274kmです。

4つ目の湛水被害等の発生のおそれのある農地の延べ面積の減少は、100万ヘクタールから81万ヘクタールまで減少するということに対して目標が達成されております。

5つ目の家畜排せつ物の処理量280万トンについては、平成18年度までに239万トンの達成目標に対し現行340万トンということで、目標を大幅に上回る達成です。リサイクル率についても、53%に対して61%ということで同様な状況です。

7つ目の環境創造に着手した地域については、1,460地域に対して1,376地域で、おおむね達成しております。

8つ目の汚水処理人口は、3省連携で実施する目標ですけれども82%。9つ目の農業集落排水人口普及率については、49%に対して55%で目標を上回る達成状況です。

おおむね全体として計画目標をほぼ達成しているのではないが、あるいは、資源循環などの取り組みについては、極めて取り組みが進んだと認識しております。

それぞれ課題があろうかと思しますので、具体的に項目ごとに実施状況をご説明します。

11ページは、意欲と能力のある経営体の育成のうちの水田の部分です。

左のグラフで、縦の棒グラフは田の面積ですが、現在254万ヘクタールで、そのうち30a区画以上の整備がされている率がおおむね6割です。また、数字は示しておりませんが、下に1ヘクタール以上の区画の整備ということで、19万ヘクタール程度実施されております。主に平地では整備が7割まで進んでいるということで、この効果が下に例示し

ておりますけれども、事業の実施に伴って担い手の経営規模が2倍余りに拡大した。あるいは、労働時間が半分になったということ。それから、稲作については生産費が3分の2に低減されたということで、事業の実施前後で大きな効果が出ていると考えております。

12ページは、畑の部分です。

左の上が、畑作営農を進める上では、特に農道の接続を視点到統計処理をしておりますけれども、末端農道の整備がされているものがおおむね7割になっております。対象面積としては、213万ヘクタールになっております。下は、かんがい施設の整備がされている視点で整理しているものですが、おおむね2割がかんがい施設の整備がされている面積です。右がその効果ですが、上が畑作の効果として北海道のたまねぎの例ですが、収量が増大した、あるいは等級が玉太りしたという効果が出ている。下が四国の果樹園の例ですが、急傾斜の果樹園に多目的スプリンクラーを設置することによって、労働時間が10分の1から20分の1と極めて少なくなった。あるいは、みかんの玉太りが非常に進んだということで、品質が向上し、あるいは安定したという大きな成果が得られております。

13ページは、総合的な食料供給基盤の強化で、耕地、農地の有効利用の観点です。

左のグラフにあるように、全国平均の田の耕地利用率93%に対して基盤整備実施地区では、102%まで進んできております。特に、関東以西については113%、東海では124%、九州では137%の耕地利用率が進んでおりますけれども、北陸以北では、積雪等の影響から98%にとどまっている状況です。また、汎用耕地化することによって、下にあるように、麦類あるいは豆類の作付率も向上しております。また、特に最近は耕作放棄が課題になっておりますけれども、水田の耕作放棄率を全国平均と事業実施地区で比較してみると、極めて事業実施地区では耕作放棄の抑制効果が出ていると思っております。

14ページは、かんがい排水の関係です。

安定的な用水供給機能の確保ということで、全国で基幹的な農業水利施設、ダム、頭首工などは、約7,000ヵ所、農業水路が末端まで含めると40万km、そのうち、基幹的水路が4万7,000kmで非常に大きなストックがあります。しかしながら、投資の時代から更新の時代に移ってきており、今後、老朽化に伴う機能の点検や適時適切な更新整備が重要になってきております。具体的には、この期間中に通常の日常点検の目視では確認できなかった問題から通水期間中に機能に支障が生じた水路の延長がだんだん延びてきているということで、今後、大きな課題になってくるだろうと思っております。

15ページは、農業災害の防止、安全・安心な地域社会の形成への貢献です。

この5年間に湛水被害等の発生のおそれのある農地面積をだんだん縮減していったということで、19万ヘクタールに対して必要な対策をとりましたが、その内訳としては、洪水被害の防止13万ヘクタールの他、地滑り、農地侵食、あるいは地盤沈下、農地の汚染の対策、農業用水の水質の保全ということを地域の特徴に応じて実施してきました。

16ページは、資源循環の観点です。

家畜排せつ物の適正処理が非常に大きな課題だったということで、その後、基盤整備と一体的に家畜排せつ物の処理施設の整備を実施してきており、左の上のグラフにあるように、毎年、年間処理量が伸びるとともに地区数が飛躍的に伸びて、結果として家畜排せつ物の堆肥化、液肥化による循環利用は9割まで来ております。それから、農業集落排水ということで、農村地域の水質の改善、生活の改善を図ることで発生する汚泥の処理については、円グラフにあるように、おおむね半分が農地還元、あるいは緑地還元されており、建設資材への還元も含めて、今6割の還元率になっております。

17ページは、自然環境との共生の部分です。

平成13年に土地改良法が改正されて本格的に事業の展開を環境配慮、環境創造に転換しましたが、その内訳として、生態系への配慮、生息環境の配慮、移動に連続性をもたせるような配慮をしながら工事を実施したということ。生態系に配慮した法面がコンクリートではない魚巢ブロックなどによる水路の整備、あるいは水田が淡水魚類の産卵の場所だということも含めて、水田の魚道の整備などを実施しております。

中央の写真は親水や景観の取り組みですが、非常に大事な取り組みだと思っております。都市住民が憩いや潤いを求めている状況を踏まえて、親水環境の創出などに配慮してきました。最後が水質向上、有機性資源の循環等の環境負荷の軽減ということで、集落排水施設の整備を事業と一体的に実施してきました。

18ページは、個性ある美しいむらづくりです。

農業集落排水処理人口の普及率は、目標人口に対する普及率、供用の人口が順調に向上してきたと考えております。特に、先ほどもご説明しましたけれども、下水道部局の国土交通省、浄化槽部局であります環境省と連携をしないといけない。もって、下水道の総合システムのコスト縮減をできるだけ図っていきたいということで、平成7年から右にあるような汚水処理の都道府県ごとの整備構想を策定しており、赤い部分が公共下水道です。

緑色の部分が農業集落排水ですけれども、このような整備計画をきちんと立てた上で計

画的に実施してきております。さらに平成17年からは、縦割りもさらに排除した汚水処理施設整備交付金という弾力的な運用ができる制度ができましたので、これらも活用しながら構想に基づいて計画的にあるいは機動的に整備をしてきております。

以上、各政策の柱立てに基づいて実施状況を個々にご説明しました。

最後に19ページは、今後のスケジュールです。

冒頭申し上げたように、本日のご説明は、長期計画の概要と実施状況ということですので、次回は、取り巻く情勢の変化を受けた新たな課題と展開方向のご審議をいただきたい。

また、地域の意見を聞かなければいけないと思っておりますし、現地も見えていただきたいと思っておりますので、10月には現地調査をするのとあわせて、2回分の審議会の資料に基づいて、地方でも農政局ごとに地方懇談会を実施して、そういった意見を11月、12月に報告いただきながら論点整理をさせていただいて、3月には中間とりまとめをしていきたい。その後、パブリックコメントを経て来年夏頃に諮問をし、また答申をいただいて、閣議決定を迎えるというスケジュールで審議を進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

林 部会長

有り難うございました。それでは、どうぞご自由にご質問、ご意見をいただきたいと思っております。ご質問等につきましては、ここに関係部課長の方が来ていらっしゃいますので、お答えいただきながら進めてまいりたいと思っております。

宮城 臨時委員

丁寧に資料をご説明いただきまして、有り難うございました。17ページの自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造についてお尋ねしたいのですが、環境創造については、現在、1,300地域で行われたという件数のみが出ているだけですが、環境に配慮した整備をすると、どうしてもコストが高くなるのではないかとということが心配されたり、あるいは、逆に安上がりな工法を利用するということもあるのかなという気もするのですが、コストに対する検討というのは既に始まっているのでしょうか。

もう1つは、やはり住んでいる人たちにとってその環境は美しいということ、できたときはなかなかすぐにはぴんときないところがあると思うのです。自分たちの生活の中にあれが美しいと思えるのかどうかというのは、整備して数年経って人々がどう認識しているのかという辺りが大事なのかなという気がするのです。その辺りの検討が、まだ平成13年からということなので、でき上がって、そういう検討ができる時期がやっとそろ

そろなのかなという気がするので、その辺りの取り組みについて教えていただければと思います。

林 部会長

これについてはいかがでしょうか。

角田 事業計画課長

平成13年に土地改良法を改正しまして、環境との調和への配慮を事業の指針に際してあわせて行っていくということで進めておりまして、この長期計画に示すような目標に従って、それぞれの実施地域で環境配慮の取り組みが進められてきております。

ご指摘のとおり、それぞれの地域でかなり手探りの状況で、どういう配慮をするのかということを工夫しながら進めてきて、かなりの蓄積ができましたけれども、配慮のための種々な方針や指針も明らかにしていこうということで、昨年度の技術小委員会で、環境との調和への配慮のための手引きや技術的な指針も作成しました。その中で例えば、生態系ネットワークに配慮した整備のあり方については、その配慮において、いわゆる魚巢ブロックを配置すれば良いという考え方ではなくて、その地域の生態系を十分調査した上で、必要な範囲を設定して配慮を行っていく。コストに関しては、地域における自然素材、例えば、地域の石材等を活用した護岸整備をするという形の考え方といった施工事例も集めながら、できるだけコスト縮減に取り組んで配慮しながらやっていただくという方向性も示しております。そこはまだ技術の蓄積あるいは、施工事例も積み上げていく必要があるとは思っております。それから、施行後、やりっ放しということではなくて、成果がどれくらい出ているのかということもきちんと確認しなければいけないというご指摘のとおりでして、その地域でモニタリングを行っていくということについても進めていくような方針をマニュアル等でも示しております。まだ十分とは考えておりませんが、そのような形で実績を積み上げていきたいと思っております。

近藤 臨時委員

今日からお世話になります。よろしく申し上げます。

意見1つと質問1つです。次回以降、次期土地改良長期計画の策定の具体策に入っていくのだと思うのですが、現在、土地改良がどういう立場に置かれていて、何をしなければいけないということをまず認識してからやらないといけないと思っています。具体的に何かというと、ご存じのとおり、例の2011年度の財政再建目標に向けてまだ、4兆円ぐらい削ると聞きます。公共事業の削減も一段落したわけではなくて、しばらくは縮小傾

向が続くと考えるのが普通です。

そういう中で、道路だとか下水道だとか、同じ農林水産省の林野だとかは、必要性が世の中に割合わかりやすいと思うのです。道路などは、ミシシッピの事故が起きたから更新投資は必要だとか、生活関連で下水道は必要だとか。林野も地球環境問題の関係で比較的理解を得やすい分野だと思うのですが、土地改良に関しては、他の公共事業との比較で見てもあまり追い風のある分野ではないと思うのです。この間、テレビでやっていましたけれども、農家が「土地改良の負担はこれ以上勘弁してくれよ」などということが放映されていました。すると、ますます農家は要らないといっているのに無理やり土地改良をやっていると見られていると思うのです。そういう意味でも、アゲインストが一番強い分野かなと私は思うのです。あと、農林水産省の中の事業で見ても、農業土木というのは、林野庁が持っている分野に比べると優先度が低いのではないかと世の中には思われがちだと思います。例えば国有林の間伐をちゃんとして、CO₂を吸収させて、そういうことにお金を使いましょうよというのなら、世の中の理解は得やすいと思うのだけれども、そんなことより土地改良に重点的に金を回そうよというのは、世間一般にはなかなか受け入れられにくいところがあると思います。

したがって、優先度で他の事業に比べて歳出は抑えられ気味になりがちな分野だと思います。そこで何をやるべきなのかということ、成果の点検も必要だけれども、何故必要なのだ、何故やるのだということをもうちょっと丁寧に説明していかないと、この先、厳しいのかなという気がします。例えば安全・安心な食の供給ということ、8ページにあります。土地改良をやって安全・安心というのは、風が吹いて桶屋が儲かる式にはつながるのかもしれないけれども、なかなかずっと入ってこないところなのです。思いつきですけれども、例えば畑の整備をするのであるならば、オーストラリアから小麦が入ってこなくなって、これからそれなりに小麦でも国内産を確保しないといけないので、そういうことにも資するのですよとか、農家以外にわかりやすい動機づけというか、何故この事業をやるのだ、何故必要なのだということは、発信しないといけないと思います。

したがって、その辺りをよく練った上で発信していただいたらと考えます。公共事業の中でも特に厳しい状況にあるということ認識した上で、長期計画を作成しないといけないと思います。

それと質問です。14ページに、更新時期を迎える施設の増加というのがあり、5年間の移動平均を見ても大体同じような高水準でいくことになっています。歳出ベースで、どれ

ぐらいのものが2010年度以降発生するのかなというのは、数字でいえるのでしょうか。直轄・補助、地方単独、種々組み合わせもあるでしょうが、2010年代に毎年、例えば農林水産省の公共事業のうちの更新投資については、どれぐらいの金が出ていく見通しという目処があったら教えて下さい。

山下 農村振興局次長

大体目の子でいうと、農業農村整備事業のうちの5割ぐらいが施設の整備更新ではないかと思っています。それから、他事業に比べますと道路とか他事業は10%ぐらいが更新に充てられる割合ですので、その意味で、農業農村整備事業は既存の水路とか水利施設、そのようなものの更新に相当のウエートを割かざるを得ない。今後ともそうしないと、水とか農地というのは、他の工業製品と違いまして農業にとっては必要不可欠な資源ですので、これがなくなると農業自体ができなくなる。そのような本当に基幹的なインフラですので、そういう意味で、重要性があるとともに他の事業の新しいものができる予算が少なくなるという状況にあるわけであります。

齋藤 企画部長

土地改良事業の必要性なのですが、次回、そこはきちりご説明申し上げたいと思います。土地改良事業の場合は、農地、水とか環境というように分野が広がります。例えば他の公共事業を見れば、道路、河川という単一という言い方はおかしいのですが、非常にわかりやすい。そういう中で、農地、水ですとか集落排水というように工種が分かれているということがございますので、総合的にどうして必要なのか、そこはきちりご説明申し上げたいと思います。

それから、負担金の件は、他の公共事業、例えば道路、河川は国、県、市町村でされますけれども、私どもの事業の場合は、応分の負担といえますか、受益者が負担するという原則がございます。私はある面では、土地改良区、土地改良事業制度というのは非常に民主的な方法でもあると思いますし、自ら同意して自ら負担金を納めるというように非常に良い制度だと思っております。ただ、負担という問題がありますので、そういう目で見られるかもしれませんが、負担ということについても種々な対策等もこれまで講じておりますし、そういったこともあわせてご説明申し上げたいと思います。

實重 整備部長

簡単に数字について、手元の資料から申し上げます。本年度、農業農村基盤整備の国の予算は6,747億円でございます。手元の資料は平成18年度の関係なのですが、水利施設の

更新整備で43%でございます。ですから、プラスアルファで、先ほど次長が申し上げたように5割程度という状況だと思います。

若干シミュレーションで、将来的に今の更新が増えてまいりますので、これを考えますと4,000億円ないし5,000億円、先ほど申し上げました6,747億円の中のそういう水準になってまいります。一方で、今年も公共事業の3%削減というのがシーリングで決められておりますけれども、これがずっと続いてまいりますと、仮に機械的に3%ずつ減っていくということになりますと、2024年ぐらいには農業農村整備事業の予算を全部施設の更新に充てなくてはいけないというようなことになります。

委員が先ほど国際的な競争力の点をご指摘いただきました。その点は私どもも発信していく必要があると思っておりますが、もう1つは目に見えにくい水という観点でございます。国土を保全している水。河川もございまして、河川は線でございます、それを面として、国土を保全していく水田などを含めまして、先ほど説明がありましたように、これが40万km²、地球約10周分、農業基盤整備の世界であるわけでございます。こういった水の循環なり利用の必要性は対外的にも発信していく必要があると思っております。

林 部会長

有り難うございました。今年11月にも金沢で疏水サミットが予定されているのですが、種々なところで日本国土の大動脈、大静脈、また毛細血管にも当たるわけですが、これが詰まってしまうと大変なことになると訴えるような企画はされていますが、まだまだ宣伝不足であるということは近藤委員のおっしゃるとおりでありまして、是非ご協力いただければと思います。

近藤委員が最初におっしゃったご意見のところに関して、私、1つ申し上げたいのですが、文字数が多くて一遍にすぐ頭に入らないくらいなので、めり張りをつけるとすれば、農地整備、特に基幹整備のところ、どうして大切なのかということ。13ページにあります右側の耕作放棄地で、整備すると耕作放棄がほとんどなくなる。国民的な願いの1つは、こんなに荒れてどうするのだというのがあると思うのです。基盤整備すればここまで耕作放棄がなくなるというのをもっと宣伝していただいて良いのではないかという気がするのです。他の膨大な資料の中に埋もれてしまうと、これがかすんでしまうというところがあるので、是非近藤委員におかれましては、こういうところを重点的に宣伝していただくと有り難いという気がするのです。ただ、多くの人々の中に依然として、整備すればひよっとしたら

生き物がいなくなるのではないかという不安を持っている人もいると思うのです。今の整備の仕方はそうではないよということもちゃんとおっしゃっていただかないと、農業として見た場合には耕作放棄もなくなって、しかもすごいのは、その2枚前の11ページ、労働時間が半減しますし、私がびっくりしたのは、その右側の生産費のところ、機械経費も減っているのです。人件費が減るのは労働時間が減りますから当然なのですが、普通、近代化していくとエネルギーをもっと大量に使うのではないかという気がするのですけれども、この整備によって機械的な経費も減っている。ここまで経費が下がってくると、日本ではもちろん検討されているとは思いますが、お米をバイオエタノールの原料にできないかという検討だってしたたかにしておいた方が良く思うのですが、今、コスト高でなかなか実現性はもたないとしても、このように生産費が減ってくるということは、可能性を高めていることにもなります。良いことはたくさんあるのですけれども、一般の人がこのようにしたら何か問題が起きないかという心配もないよというデータは示しておかれた方が良くはないかという気がいたします。

松本 委員

関連といいますか、何となく印象的な発言になったら申し訳ないのですが、11ページに農地の面積量と整備率が出ています。基盤整備といいますと、美田で平場で、稲穂が綿々と続く、そういう写真が世の中に多いので、それは良いのですが、これを見ますと、中間地域と山間地域で110万ヘクタールぐらいあります。それぞれハンデがあって、当然のことではありますが、コストも高いと。先ほど話になりました不耕作地というのは、まさにこの辺りに出ているのだと思います。それが問題になる。

しかしながら手が打てないということ。水の問題も、例えば中山間地域は河川水路という面もあるのですが、かなりため池とか、こういう世界もあまり表へ出ませんが、あるのだと思うのです。特に中四国とかですね。平場のため池ではなくて、山の中に隠れたため池です。それは今、大体みんな荒れている。荒れたため池は、みんな機能を失っているという状況が目に見えないところで進んでいるのだと思うのです。こういうことについて、長期の計画とか、もっと光を当てなければいけないのではないかと。結果的に、気がついたときには川上から手がつけられなくなる。こういう状況に陥ってしまう。

これは言い過ぎかもしれませんが、農村振興局さんは大変立派な新しい農政改革の1つの農地・水・環境保全向上対策という事業の展開をしておられるわけです。これはマンパワーを活かすといいますかね。中山間地域の水利というのは、大規模な水路整備開

発ではなくて、既存の水路とかそういうものを、マンパワーが今ないわけですから、どう頭在化させて維持させるか。簡単にいうと草刈りから始まるわけです。年何回も草を刈らなければいけない。こういうことについて、ちょっとわかりませんが、何か知恵を出して仕組む。そういう方法とありますが、そういう新しい手法とありますが、あるのかもしれませんが、もっと力を入れたらどうかと思います。

森野 委員

この中で細かい話かもしれませんが、冒頭の宮城委員の話とも関係するのですが、私自身は景観に関心をもっているというか、景観に関する取り組みをずっといろいろやっています。その中で、後ろの方に事例がありますけれども、まず現状認識の7ページの、社会全般の種々な法律ができていっている中で、景観法というのが平成16年度に国会でできて、平成17年度にたしか全面施行されて、農林水産省も主管官庁の1つだろうと思うのです。

例えば道路とか河川とか他の公共事業の場合ですと、道路整備の景観ガイドラインとか、そういう取り組みはかなり進んできています。実は農林水産省もやっているということは聞いたのですが、その辺りが実際17ページの事例などを見ると、環境創造の一環として取り組んでおられるというのはよくわかるのですけれども、次の計画を作るときにはかなり大きな柱として景観を据えていただきたいというのが1点です。

ですから、例えば景観を考えると、新しいものをきれいに作れば良いという話ではなくて、ちょっと別の小委員会でやるような頭首工のようなものをみると、河川の頭首工を私たちが見ても良いのです。ですから、人工物でありますけれども、エイジングというか、時間の経過とともに味が増すという公共施設、特に農業関係の施設というのは時間とともに自然の中に溶け込んでいくという要素もありますので、そういうことも含めながら是非景観の整備についてお考えいただきたいと思います。

古口 委員

栃木県茂木町の町長の古口でございます。

平成15年～19年までの長期計画の実績と残された課題については、これから種々出てくるのでしようけれども、私の町に関していえば、最も大きな功績は、16ページに循環型社会の構築に向けた取り組みとありますけれども、家畜排せつ物の約9割が処理されるようになった。家畜排せつ物法が新たに制定された当時は、どうしようか、お金ばかりまたかかってしまうと思われたのですが、現実的にあれから7～8年経って、この5年間、急速にその整備が進んで、これによって予想された以上の効果が出ています。私の町でも酪農

家のために施設をつくったのですが、その辺りはもっと大きくPRしていても良いのではないかと考えているところです。ただ、これから問題が出てくるなと思うのは、まだまだこれから全国的にこうした家畜排せつ物の処理施設ができてくると思うのです。要は、できてくる堆肥の中で、良い堆肥と悪い堆肥という言い方はおかしいのですけれども、その辺りが選別されてきて、全ての堆肥が循環されるかということ、施設をつくれればつくるほど、これがまた残ってくる可能性がある。特に集落排水のコンポスト化のリサイクルは、これからかなり厳しくなるのではないかと私は考えています。そのときに、4割は最終処分場で多分埋め立てしていると思うのですが、この辺りのところもきちんと把握しているのかどうか。あるいは、この辺りのことを今後どのように考えていくのか。その辺りが1つ問題になるかなと思うのですが、それはこれからの課題となると思います。

ともかく、家畜排せつ物の約9割が堆肥化、液肥化できた。これについてはもっと大きくPRをして、是非次の長期計画にもつなげていていただきたいと考えています。

中嶋 臨時委員

中嶋でございます。

先ほど近藤委員が農業農村整備事業はどういう意味があるのか、議論すべきであるというお話で、私もそう思っておりますが、やはり食料の確保、日本の現状から考えれば増産が必要で、それにいかに貢献するかということと、国土の保全と環境の保全にどう資するかということだと思っております。ただ、前者の問題を考えたときに、先般発表された自給率がカロリーベースで39%になったというのは、非常に衝撃的な感じがいたします。次の計画を考える上で、農業農村整備事業が自給率向上にどう結びつくのかということは、かなり突っ込んだ議論をしなければいけないと思うのですけれども、私の感じでは、インフラを作ってもそれをどう使いこなすかという知恵が十分見出されていないのではないかと。

特に農村が変わってしまっていて、農家のあり方、共同体のあり方も変わっていく中で、新しい土地改良と農業者の関係を考え、さらに食の構造、それからマーケティングの構造も変わっておりますので、総合的な議論が必要になってくるのではないかと思っております。

それから、環境の面に関しましては、土地改良法の目的のページにある原則に、環境の調和に配慮することという項目がございますけれども、これを見ると、どちらかという事業に伴って環境を悪化させないという手当てのような感じがいたします。ただ、今の多面的機能をいかに発揮するかということを見ると、多面的機能を向上させる、より良い環境をつくっていく事業をどのように創設していくのか考えなければいけないのではない

か。既に一部あるのは承知しておりますけれども、もしかすると、もっと積極的に関与する必要もあるのではないかと考えております。

橋本 臨時委員

橋本でございます。私は法律学者なのですが、農水関係は初めて参加させていただいたので、勉強させていただきたいと思います。

1つ思ったのは、土地改良区ですけれども、我々の業界といいますか、行政法で公共組合というカテゴリーに入って、土地区画整理事業、あるいは共済関係とかあるのですが、公共組合は戦後すぐいっぱいできたのですが、その仕組みとかガバナンスについて、かなり枠組みが古くて種々な問題があるということがいわれているものなのです。したがって、土地改良区という法律上つくられている公共組合のあり方といいますか、土地改良法は古い法律ですから、これを少し現代的な課題に対応するようなガバナンスのシステムといいますか、仕組みをつくるかどうかは別にしても、とにかくこういう形でガバナンスを働かせるという、何か新しい考え方が必要な時期に来ているのではないか。そういう感想をもったということです。

それから、公共事業ということでは、道路とか河川とか、そういったものについては、これまでもかかわってきたわけですが、今日のご説明で、農業水利関係だと維持管理に既にシフトしているということ。そうなりますと、地震がこれから増えるとか、種々な災害があるとか、そんなことがいわれておりますし、一方ではライフサイクルコストの問題を考えて公共事業をやっていかなければいけない。他の分野でも盛んにいわれているところですので、おそらく維持管理中心の公共事業のあり方ということで、これから少し勉強させていただきたいと思っております。

星川 臨時委員

私、千葉県の土地改良事業団体連合会の副会長をやっております星川と申します。土地改良事業団体連合会、非常に聞きなれない名前かもしれませんが、今、隣の橋本委員がおっしゃいました土地改良区、千葉県の場合でいいますと230ぐらい、そういう団体が大きいものから小さいものまであるのですが、そういう土地改良区に対する技術的な支援とか、種々なものをやるために、土地改良法に位置づけられた団体ということで存在しております、そのような立場に立っているわけでありまして、先ほど近藤委員からも話がありましたように、土地改良事業に対しては、よくPRされていないのではないかというお話を承ったわけですが、私も現場に携わっている人間からしますと、確かにそう

いう現実、国の仕事やら県の仕事の随所に見られるところであります。しかし、この中で11ページに書いてありますように、これから経営所得安定対策などの施策を積極的に進めていこうとすると、11ページの下、青いグラフの担い手の経営規模が増えたのだというようなところをより評価していく必要があるかなと思います。全国的な話を私は十分理解していませんけれども、千葉県の場合でいいますと、ほ場整備事業をやることによって、その地区に大変優良な経営体が存在している。それが地域の活性化につながっている。例えば男性の担い手が新たに生まれたり、女性が農産物や加工品を販売したりするなど、種々なパワーが出てきているということを総合的に評価していく必要があるかなと。その辺をこれからやっていく必要があると思います。

種々まだ話があるのですけれども、時間的なものがありますので、以上とさせていただきます。

三野 臨時委員

新幹線が遅れてしまいまして大変申し訳ございません。

今、既に話が出ていると思いますが、現在、農業政策と国土政策の両方が大きな転換点にあると思います。特に農業政策についてはご承知のとおりだと思うのですが、国土政策も今、新しい国土管理で、国土形成計画が広域地方圏計画という形で来年正式に決定になるということで、盛んに議論されております。その中で、実は土地改良事業というのは大変大きな役割を果たすことになると思います。たまたま長期計画の策定期間と重なりますので、両者の連携をとることが重要になるのではないかと思います。

土地改良区というのは、先ほどお話がありましたけれども、公共組合という形をとっていると思います。国土形成計画でも、新しい公の形というのが検討の出口の一つになっております。まさに土地改良区というのはそれを先取りした形であり、私益性と公益性を微妙に上手く結びつける知恵の固まりというのが、土地改良制度だと私は思っておりますので、そういう視点でこれからいろいろ議論に加わらせていただければと思います。

林 部会長

有り難うございました。本日は、局次長をはじめ皆さんいらっしゃいますので、お答えいただきたいところなのですが、時間が来ましたので、3週間後、9月28日にございますので、今日委員の皆様からいただいたご意見、あるいはご質問を含めて、9月28日にお答えいただければと思いますが、よろしいですか。

それでは、事務局にお返しいたします。

角田 事業計画課長

本日は大変お忙しい中、ご議論いただきまして有り難うございました。

次回の部会の予定につきましては、今、林部会長からございましたとおり、9月28日ということで予定しております。また、その後の第3回については、現地調査を予定しておりますので、日程調整等、事務局よりさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上をもちまして第1回農業農村振興整備部会を閉会いたします。

本日は有り難うございました。

了